

この講座の問い合わせ先
自治体行政支援機構
林勝美
電話：042-533-3181

「自治体公共契約をめぐる法律上の問題点と対応基礎講座」 (オンライン講座)のご案内

講師紹介

自治体行政支援機構 理事長

林勝美(はやし・かつみ)

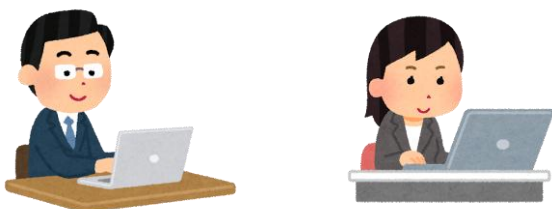
(元)国立大学法人 熊本大学大学院法曹養成研究科(法科大学院)教授

(元)東京都総務局法務部訟務担当課長



●対象者 → 新任職員（実務経験1年未満）

新任職員（実務経験1年未満）から、基礎的な内容を理解したい方々。



●講座方式

完全オンライン形式 → 東京の専用スタジオから中継が可能

各自治体の担当者で最も希望が多いのが完全オンライン形式です。
宿泊費など出張経費の削減に繋がります。



●本講座のゴール → 職務に活かせる実践力を学ぶ

本講座の受講者は、契約実務を体系的に理解して、職務に活かすことができます。



講座の3つのポイント

①豊富な判例の紹介 → 実践力の向上

最新判例を含めて自治体の契約実務担当者に必須な事例を分かりやすく解説します。

2 指名競争入札(3)

(4)徳島県木屋平村(こやだいらそん)外に転居した業者
を競争入札に参加させないのは不合理と判断した判例

(最高裁平成18.10.26 第一小法廷判決、判例時報1953号122頁。
ジュリスト「平成18年度重要判例解説」53頁)



木屋平村

徳島県にあった村で2005年
3月1日、美馬町、穴吹町、
脇町と合併して美馬市木屋
平となった。

2 指名競争入札(3)

(4)徳島県木屋平村(こやだいらそん)外に転居した業者
を競争入札に参加させないのは不合理と判断した判例

本件は、「地元企業優先」指名が最高裁で争われた最初の事案である。一審(徳島地裁 平成16.5.11判決、判例地方自治280号17頁)は、違法と判断し、二審(高松高裁 平成17.8.5判決、判例地方自治280号12頁)は、違法とはいえないと判断した。最高裁は、村内業者と同様の条件を満たす村外業者もあり得るから、その裁量権に合理性があるとはいえない。(原審(二審)を破棄して、差戻し判決)
差戻し控訴審判決(高松高裁 平成20.5.29判決、判例時報2014号71頁)
本件訴訟は、国家賠償第1条の請求であるところ、指名回避が仮に違法であるとしても、村長には故意又は過失が認められないから、一審判決を取り消し請求棄却の判決をした。

②テキスト及び講義資料

- ・テキストは、図解やイラストを豊富に交えて要件及び効果を理解しやすく構成。
- ・テキストの補足として、300頁に及ぶ講義資料も配布いたします。

300頁以上の講義資料は、日々発生する類似事例の解決のヒントに繋がります。内容は、テキストの各項目に沿った関係判例や報告書、法令を豊富に収録しております。テキスト及び講義資料の組み合わせにより、職務での契約実務を実践的に結びつけることが可能となります。

2 自治体契約の成立時期1/3

(1)学説

ア通説

契約は、契約書の作成の有無を問わず、双方の意思の合致により成立し、契約書を作成する場合は、記名押印によって効力が発生する(契約の効力発生要件)と考えるのが、段階的成立説である(有川博『公官庁契約法精義2016』(平成28年、全国官報販売協同組合)573頁～576頁)、藤井光明『公共契約法精義』(平成17年、信山社)418頁～420頁)。

イ少数説

契約書に記名押印した日が契約の成立時期とする見解(松本英昭『新版通条解説地方自治法 第8次改訂版』(平成27年、学陽書房)924頁)。

2 自治体契約の成立時期2/3

(2)裁判例

ア契約書作成の場合

最高裁昭和35.5.24 第三小法廷判決、判例時報227号18頁。
「競争入札により落札者があったときは、国及び落札者はお互いに相手方に対し契約を締結する義務を負うにいたるが、この段階では予約が成立するにとどまり、本契約は契約書の作成により、初めて成立する」

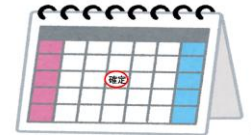
イ契約書作成しない場合

最高裁昭和41.2.3 第一小法廷判決、訟務月報13巻1号9頁。
「国と私人との私法上の契約も、特別の定め若しくは特段の事情のない限り合意によって成立する。」

2 自治体契約の成立時期3/3

(3)契約成立時期の考え方

新民法522条1項及び2項の条文構成、自治法上「確定」の文言が使われていること、そして立法経緯等を踏まえると段階的に成立とする通説が妥当である。



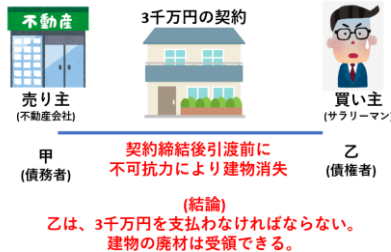
(3) 危険負担に関する見直し(1/5)

① 改正前の危険負担の債権者主義

特定物である、建て売り住宅の売買契約を締結した後に、目的物の引渡し前に当事者の全く予期していなかった、大地震によって、当該建物が滅失した場合(不可抗力)、旧民法では、そのリスクは、債権者(本件の建売住宅を例にとれば、買主)が負うこととされていたものである(旧民法第534条の債権者主義)。
すなわち、物の引き渡しを受ける買主(債権者)が危険を負担し、物の代金支払い義務は消滅せず、買主(債権者)が危険を負担することから、特定物債務に関する債権者主義と言うのである。これは、買主に過大なリスクを負わせるものであって、不当ではないかとの批判が従来からなされていた。



(3) 危険負担に関する見直し(2/5) (旧民法の例)



(3) 危険負担に関する見直し(4/5)

③ 新民法における危険負担の内容

今回の改正で、債権者主義を定めていた旧民法第534条は削除されて、債務者主義を採用することとなった(新民法536条)。すなわち当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、買主(債権者)は、反対給付の履行(契約代金)の支払い拒絶権を有することに改められたものである(新第536条1項)。

そして、新民法567条1項で、危険移転の基準を、売買目的物が買主に引き渡される時点で、売買目的物の「危険」が、買主に移転することにルール化したものである。したがって、移転登記では、なお危険は買主に移転せず、引渡しによって初めて買主に危険が移転することになるのである(「改正債権法コメンタール」773頁「(1)引渡しによる危険の移転」参照。)

③電子化への対応も解説

電子化に伴う契約実務の実際と課題について自治体への取材を元に解説します。

